

福島ガス発電株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年10月6日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書について、福島ガス発電株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県相馬郡新地町
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約120万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年11月 4日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年12月19日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成26年12月26日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成27年 5月 7日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 6月24日
福 島 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 9月18日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年10月 6日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

福島ガス発電株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

調査、予測及び評価手法について

1. 近傍の発電所施設の影響が考えられることから、地上気象観測については、気象観測データの他に周辺で観測されている気象情報を可能な限り入手し、比較検討した上で、適切な気象条件を設定し、施設の稼働（排ガス）に伴う窒素酸化物の予測を行うこと。
2. 水質への影響の可能性が考えられる相馬港の南側湾口に調査地点がないことから、施設の稼働（排水）に伴う水の汚れ及び富栄養化の適切な予測ができるように調査地点の追加を検討すること。